

モニタリング・事業促進WGにおける検討事項

- ・ PPP/PFIの抜本的改革に向けたアクションプラン（H25.6.6民間資金等活用事業推進会議決定）を踏まえ、PFI推進委員会のもとにモニタリング・事業促進WGを設置
- ・ 民間の創意工夫の活用やサービスレベルの測定等を的確に推進するためのモニタリングGLのあり方や地方公共団体の手続きを促進するための更なる方策等を検討

■ モニタリングについて

モニタリングに関するガイドライン(改正案)

民間の創意工夫の一層の発揮、独立採算型事業への対応等のためガイドラインを改正

- 事業者が業務内容を判断できるようモニタリング基準案を早期に提示
- 利用者からの意見を生かしたモニタリングの実施、学識経験者等第三者の活用
- 一体の会計処理を行う場合の事業全体の財務状況の把握
- 提供されたサービスをモニタリングしてサービス対価の増減に反映
- 事業者の業務意欲を向上させるモニタリング結果の公表

モニタリング基準(作成素材)

モニタリング基準を作成しようとする地方公共団体が利用できる作成素材を提示

■ 事業促進について

PFI事業実施プロセスに関するガイドライン(改正案)

民間事業者からの提案の促進に役立つ施策を位置付けるためにガイドラインを改正

- 地域プラットフォームの形成促進、管理者等のネットワークの創出、公共施設等に関する情報公開

PFI事業民間提案推進マニュアル

民間提案を官民で推進するため、制度の解説、取組み実例、提案書のフォーマット例を提示